

令和2年度 国際小委員会の審議の経過等について

1. はじめに

今期（第20期、令和2年度）の文化審議会著作権分科会の決定を受け、以下の課題について検討を行った。

- (1) 著作権保護に向けた国際的な対応の在り方について（放送機関の保護のための条約に関する対応の在り方についての検討、最近の諸外国の動向の分析など）
- (2) 国境を越えた海賊行為に対する対応の在り方について（権利行使に係る課題の分析及びノウハウ整理など）

2. 審議の状況

(1) 著作権保護に向けた国際的な対応の在り方

著作権等の国際的な保護の在り方を議論する場であるW I P Oの著作権等常設委員会（以下、「S C C R」という。）では、現在、①放送機関の保護のための条約（放送条約）、②権利の制限と例外及び③その他の議題として追及権、デジタル環境における著作権の分析、舞台演出家の保護に関する議論が進められている。また、近年では④知的財産と人工知能に関する対話と称する会議が開催されており、著作権を含む知的財産とA Iの関係についての各国の動向に関する情報共有が行われている。

本国際小委員会では、W I P Oにおける議論の動向等について報告が行われ、それに基づき議論が行われた。

① 放送機関の保護

＜S C C Rにおける議論＞

1998年11月以降、S C C Rにおいては、デジタル化・ネットワーク化に対応した放送機関の権利の保護に関する新たなルール（放送条約）の策定が検討されている。2007年以降は、同年のW I P O一般総会で決定されたマンデート（伝統的な意味での放送機関の保護（ただし、コンテンツ自体は保護の適用対象外））にしたがって議論を継続しており、第31回S C C R（2015年12月）には、条約の枢要である、(i)用語の定義（definition）、(ii)保護の対象（object of protection）及び(iii)与えられる権利（rights to be granted）に関する統合テキスト案が議長から提示され、本統合テキスト案に基づいて議論

が行われている。

現在では、先進国のみならず途上国等も総じて条約策定に前向きであり、早期の外交会議の開催を目指した努力が続けられている。

2020年に開催されたＳＣＣＲ（第40回会合（11月））では、議長テキスト案に関する議論は行われず、各国が条約実体面についての方向性や今後の議論の進め方等に関する見解を表明するステートメントの発出のみが行われた。

（条約の実体面について）

条約の実体面について言及したものとして、保護対象として同時再送信や時差放送を含めるべきとする意見や、保護方法に柔軟性を与えるべきとする意見があった。我が国からは、早期妥結のためには各国に自由度を与えるよう条約に柔軟性を持たせることが有効ではないかと述べた。

（今後の進め方について）

今後の進め方については、コロナ禍においても建設的な議論を行う姿勢を示す意見が多かったものの、テキスト交渉をオンライン会合で行うことには懸念も示された。

＜国際小委員会における議論＞

条約策定に向けた機運の高まりを受けて、本議題への対応の在り方について集中的かつ機動的に検討を行うものとして、第1回国際小委員会において「放送条約の検討に関するワーキングチーム」が設置された。

今年度の本ワーキングチームでは、ＳＣＣＲにおいて提案されている条文案や議論の動向を踏まえ、昨年度整理を行った論点と検討順序に従って議論を行った。議論を行うに当たっては、放送及び有線放送の実務に関する有識者からのヒアリングを交えて検討を行った。

具体的な開催状況及び検討経過は以下のとおり。

○ 第1回 令和2年10月26日（月）

事務局からＳＣＣＲにおける放送条約の議論と昨年度の本ワーキングチームの議論の状況について説明があり、今年度の議論の進め方について議論を行った。また、放送実務について知見を有する委員から実態について状況を伺いつつ、取り得る対応や今後の検討に向けた視点について議論があった。

○ 第2回 令和2年12月23日（水）

有線放送実務についての有識者から実態について状況を伺いつつ、前回に引

き続いて取り得る対応等について議論があった。また、事務局から第40回ＳＣＲ（11月開催）の報告があり、放送条約に関する各国の立場やＳＣＣＲでの議論の進め方の展望を踏まえ、本ワーキングチームでの検討の進め方について議論を行った。

② 権利の制限と例外

＜ＳＣＣＲにおける議論＞

デジタル化・ネットワーク化により、技術的に知識へのアクセスが容易になつたにもかかわらず、国際的な著作権保護システムが障壁となっていることから、より利用を重視した制度への転換を進めるため、制限と例外の措置を設定すべきであるとの途上国の要求に端を発し、ＳＣＣＲでは、2005年以降、権利の制限と例外の議論が続けられている。権利の制限と例外については、(i) 図書館とアーカイブのためのものと(ii) 教育、研究機関等のためのものの2つを議論対象としており、両議題とも、各国の経験等の共有を中心に行うべきであるとする先進国と、新たな国際的枠組みの必要性を主張する途上国との間で対立する構造が続いている。

第36回会合にて採択されたアクションプランに基づき事務局が実施した図書館、博物館、教育と研究機関等に関する研究や地域セミナーの結果が隨時報告されてきたところ、第40回会合で全てのアクションプランの実施及び報告が終了した。今後の検討課題は白紙だが、議題としては継続される予定である。

③ その他の議題

＜ＳＣＣＲにおける議論＞

現在ＳＣＣＲでは「その他の議題」として追及権、デジタル環境における著作権の分析及び舞台演出家(theater director)の保護に関する議論が行われている。これらに加え、第40回ＳＣＣＲにおいて公共貸与権について調査を行うことが正式に提案された。

追及権については、追及権の国際的な在り方について議論すべく、第31回会合において、セネガル、コンゴから提案された。第34、35回会合では英国における追及権導入前後の経済的な影響はなかったとの研究結果が報告された。本議題については、ＥＵ、アフリカ等の国から、追及権に関する議題をＳＣＣＲの常設議題にすべきであるとの意見が出された。これに対し、米国、我が国は、まずは既存の議題を優先し、追及権は引き続き他の議題で検討することがよいと表明した。また、第36回会合において各国の追及権の実務に関する事実調査を行うタスクフォースを設置することが決定され、現在、本タスクフォースで調査が行われている。

デジタル環境における著作権の分析については、南米諸国より第31回会合において、デジタル環境に関連した著作権制度について、本委員会の新たな議題としている旨の提案がなされた。具体的には、①デジタルサービスにおいて著作物を保護するための法的枠組みについての分析及び議論、②デジタル環境において著作物を利用する民間企業の役割や行動について、ビジネスの透明性や多数の著作権者及び著作隣接権者への対価支払いの割合に関する検証を含めた分析及び議論を行うことが提案された。第36回会合においてブラジルより、まずは音楽分野に絞って調査を行うべきとの提案がなされ、現在、デジタル音楽サービスに関する調査として、デジタル音楽市場及び主要なビジネスモデルの概要、権利関係、ライセンシングの運用、収益の分配等について事務局において調査・研究が行われている。

舞台演出家の保護に関する提案については、第35回会合において、舞台演出家の国際的な保護のあり方について議論すべく、ロシアより提案がなされた。現在、研究者により世界各国における舞台演出家の保護の状況について調査が行われており、本委員会に調査の状況が隨時報告されている。

公共貸与権に関する調査については、第40回会合においてシェラレオネ、マラウイ、パナマから、各国に公共貸与権について知見を得る機会を与えることを目的として提案がなされた。第40回会合では採択には至らず、次回会合において引き続き議論される予定。

<国際小委員会における議論>

本年度、第2回国際小委員会では公共貸与権についての検討を行った。有識者からのヒアリングを行い、国際的議論における我が国の対応の在り方について議論した。

(ヒアリングの概要)

公共貸与権制度とは、著書が図書館で貸出される際の損失部分に対する著作者の報酬請求権を認めるものである。現在、公共貸与権制度を導入している国は34カ国あり、その成り立ちや制度設計はそれぞれ異なっている。国際小委員会においては、各国の制度を、その根拠法や報酬算定基準等に基づいて分類して概要説明が行われるとともに、現在導入を検討している国や、過去に導入を見送った国についての報告が行われた。

(委員からの意見の概要)

○公共貸与権制度は途上国にとってどのようなメリットがあるのか注意を払いていきたい。

○公共貸与権は、著作権制度との繋がりというよりも、各国独自の文化政策という色合いが強いのではないか。それにより各国の制度設計の自由度が生まれていると考えられる。

○今後、各国で電子化された書籍の貸出などが行われていくとすれば、公共貸与権制度はそのような形態にどのように対応していくことになるのか、注視していく必要がある。

○著作権の枠組みで国際的な調和を図っていくのは不可能に近いのではないか。特に米国ではファースト・セール・ドクトリンが厳格に守られる傾向にあり、著作権制度に公共貸与権を組み込んでいくのは現実的ではないと考えられる。

○国際的な議論の場では、公共貸与権制度の導入に対する慎重意見にも注意を払って検討していく必要がある。

④知的財産と人工知能に関する対話

<W I P Oにおける議論>

A I が社会に与える幅広い影響について各国で検討が進められていることを背景に、W I P OではA I と知的財産との関係について取り組むため、2 0 1 9 年9月より「知的財産と人工知能に関する対話」と題する会合が開催されている。本会合は規範設定を目指すものではなく、情報共有を目的とするものである。

2 0 2 0 年7月に行われた第2回会合の議論は事務局作成の論点ペーパーを基に行われ、各国の取り組んでいる施策に関する情報共有等がなされた。著作権に関しては、著作者と所有者、著作権侵害と例外、一般政策課題等が論点として挙げられた。

<国際小委員会における委員からの意見概要>

○A I と知財の関係に限るものではないが、ウィズコロナやポストコロナと言われる今後の社会と知財制度との関係においては、以前から存在する課題が加速的に進展するという予測を持っている。また、他に新しい課題も生まれてくる可能性もあるので、各国と情報交換を進めるなど課題把握に努めてほしい。

(2) 国境を越えた海賊行為に対する対応の在り方

文化庁の海外における著作権保護にかかる取組に関する報告及び民間団体の海賊版対策の取組について報告が行われ、それに基づき議論が行われた。

①文化庁の取組について

文化庁による海外における著作権保護の取組について、継続的に著作権制度

の整備としてW I P Oへの拠出金による「アジア太平洋地域著作権制度普及促進事業」を、権利執行の強化として、二国間協力事業及びトレーニングセミナーの開催、普及啓発として、アジアにおける普及啓発イベントの実施や教材の開発協力を実施している。

第2回国際小委員会では、本年度の委託調査である「インターネット上の著作権侵害対策ハンドブック（アメリカ、ベトナム、ロシア編）」の作成について報告が行われ、委員からは各国での権利執行手続きにかかる費用の相場観を示すことが有用なのではないかとの意見があった一方で、費用の問題を置いておいても権利者としては「権利の上に眠らない」で権利を主張することの重要性を指摘する意見もあった。また、近年の海賊版被害状況の深刻さについての情報提供もなされた。

②民間団体の海賊版対策について

ソフトウェア著作権協会のソフトウェアの侵害状況と侵害対策のための啓発活動について、侵害事犯が物理的な海賊版からインターネットを利用したものに移行していること、ゲームソフトの侵害類型としてレトロゲームの海賊版販売、マルチゲイドの海賊版販売、リーチサイトを通じた違法アップロードセーブデータの改造代行があること、ビジネスソフトの侵害類型として販売サイトを通じた違法アップロードやプロダクトキー等の指令符号の不正流通等があること、これら侵害防止の活動としてビジネスソフトウェアの不正資料を防止する「ソフトウェア管理」を推進し、国外でもこうした啓発活動を展開していることが紹介された。

コンテンツ海外流通促進機構の海賊版対策の取組について、自動コンテンツ監視・削除センターの運営、国際連携・国際執行の取組、フィルタリングや検索結果の表示抑止、広告表示の停止や決済処理の停止などの資金源遮断の取組について紹介され、インターネット上の匿名性による運営者特定の困難性、複数国からの運営、サーバー所在地の変更、各国の法制度・運用の違いによる執行の困難性等の国際連携・国際執行の課題が指摘された。

委員からは、海賊版サイトはクローンサイトの作成も簡単で閉鎖までに時間がかかることが改めて指摘されたほか、プラットフォームとの関係で侵害コンテンツの削除対応の迅速さを求めることや、消費者保護等の分野との協力関係やプラクティスの共有を図ることの検討、また、国際的な対応として日本がフェアな国としてアピールしながら海賊版対策や情報モラルの普及といった教育的・文化的なアプローチを試みるべきではないかとの意見も出された。

3. 開催状況

第1回 令和2年10月9日（金）

- (1) 主査の選任等について
- (2) 国際小委員会審議予定及びワーキングチームの設置について
- (3) W I P O（世界知的所有権機関）における最近の動向について
- (4) 海外における著作権保護の推進について
- (5) その他

第2回 令和3年1月21日（木）

- (1) W I P O（世界知的所有権機関）における最近の動向について
- (2) 放送条約の検討に関するワーキングチームの報告について
- (3) 公共貸与権について
- (4) 今年度実施した調査研究について
- (5) 令和2年度国際小委員会の審議状況について
- (6) その他

4. 委員名簿（敬称略、五十音順）

生貝 直人	いけがい なおと	東洋大学経済学部准教授
井奈波 朋子	いなばともこ	弁護士
今村 哲也	いまむら てつや	明治大学情報コミュニケーション学部教授
上野 達弘	うえの たつひろ	早稲田大学法学学術院教授
奥畠 弘司	おくむら こうじ	慶應義塾大学大学院法務研究科教授
北澤 安紀	きたざわ あき	慶應義塾大学法学部教授
久保田 裕	くぼた ゆたか	一般社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会専務理事
須子 真奈美	すこ まなみ	一般社団法人日本音楽著作権協会常任理事
主査代理 鈴木 將文	すずき まさふみ	名古屋大学大学院法学研究科教授
主査 墳崎 隆之	つかさき たかゆき	一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構事務局長，弁護士
道垣内 正人	どうがうち まさと	早稲田大学大学院法務研究科教授，東京大学名誉教授，弁護士
野口 祐子	のぐち ゆうこ	弁護士，グーグル合同会社執行役員法務部長
前田 健	まえだ たけし	神戸大学大学院法学研究科准教授
山本 隆司	やまもと たかし	弁護士
渡邊 恵理子	わたなべ えりこ	電気通信大学大学院情報理工学研究科准教授

(以上15名)